

## 平成 26 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8 法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2 法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### II 各論

#### II-9. 公益社団法人千葉市観光協会及び集客観光課に係る外部監査の結果

#### 5. 財務諸表項目及び表示の監査結果について

##### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 固定資産の減価償却について【観光協会】（報告書 P267）</p> <p>耐用年数が経過している固定資産について残存価額を取得価額の 95%としている。しかし、平成 19 年度税制改正において、減価償却における償却限度額、残存簿価は、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、減価償却累計額が取得価額の 95%に到達した事業年度の翌事業年度以後において、残存簿価 1 円となるまで 5 年間で均等償却できるように改正されている。また、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得をされた減価償却については、償却可能限度額（取得価額の 95%相当額）及び残存簿価が廃止され、耐用年数経過時点に残存簿価 1 円まで償却できるように改正されている。</p> <p>平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の期末残高については、平成 26 年度以降 5 年間で償却し、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産については平成 26 年度に残存簿価 1 円まで償却するように改善されたい。</p>	<p>耐用年数が経過している固定資産の減価償却については、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産は平成 26 年度以降 5 年間で償却することとし、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産は平成 26 年度に残存簿価 1 円まで償却した。</p>